

令和2年(フ)第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
令和2年(フ)第3901号
破産者 川島 浩

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

令和5年3月1日

第6回債権者集会報告書

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件における、令和4年11月16日に開催された第5回債権者集会以降の破産管財業務について以下のとおり報告する。

以下では、破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所を「ミネルヴァ」、破産者川島浩を「川島」とそれぞれ表記する。

第1 元依頼者への対応

1 債権者からの問合せ等への対応

第5回債権者集会において報告したとおり、債権者からの問合せ等については、引き続き従前の破産管財人室の電話番号にて平日の14時～16時の時間帯に受け付けている。

2 ホームページでの情報発信

当職が本件破産手続のために開設した破産管財人室のホームページ (<https://iwsk-kanzai.jp/>) において、破産手続の進行に関する説明やFAQを掲載し随時更新し、引き続き情報開示に努めている。また、同ホームページにおいて、過去5回分の債権者集会の報告書のほか、本件破産手続に関する各種の書式（債権放棄の届出書、事件記録の返還請求書、住所変更の届出書、債権届出の委任状）を掲載し、債権者に利用を案内している。

3 預り資料の返還

ミネルヴァや川島が依頼者から預かっていた資料について返還依頼があった場合には、引き続き順次これに対応している。なお、返還請求にあたっては、破産管財人室のホームページに書式を掲載している事件記録の返還請求書を利用するよう案内している。

4 一部債権者から提起された訴訟への対応

(1) 訴訟の概要等

これまでに報告したとおり、元依頼者の相続人である債権者3名（以下「本件債権者ら」という。なお、代理人は同一である。）から、本件債権者らとミネルヴァとの間で信託契約が成立し、ミネルヴァの預り金口座の預金が信託財産を構成したにもかかわらず、当職が当該預金を解約して破産財団に組み入れたことは不当利得にあたり、当該不当利得返還請求権は財団債権となるとして、合計410万円を支払うよう求める訴訟が福井地方裁判所敦賀支部に提起された。

当職としては、本件債権者らの主張は法的に認められるものではない旨を主張するとともに、仮にこれを前提にした場合には、ミネルヴァが元依頼者からの預り金をどの口座で預かっていたかによって得られる配当額に差異が出るなど、元依頼者である債権者相互間に著しい不公平が生じる旨を指摘して、本件債権者らの請求について全面的に争ってきた。

(2) 訴訟の経過

令和4年3月24日の第一審判決は、本件債権者らの請求をいずれも棄却するというものであったが、同月31日に本件債権者らが名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。

その後、令和4年12月26日に、本件債権者らの控訴をいずれも棄却する旨の控

訴審判決が出たが、本件債権者らは、令和5年1月7日に最高裁判所に対して上告及び上告受理を申し立てたことから、いまだ訴訟が係属中である。

本訴訟の経過の詳細は次のとおりである。

令和2年11月25日	訴訟提起
令和3年1月7日	本訴訟の東京地方裁判所への移送申立て
令和3年2月12日	移送申立て却下
令和3年3月1日	本訴訟の福井地方裁判所・本庁への回付を上申
令和3年4月15日	福井地方裁判所・敦賀支部にて書面による準備手続期日 本訴訟が福井地方裁判所・本庁へ回付
令和3年6月16日	福井地方裁判所・本庁にて書面による準備手続期日
令和3年7月16日	弁論準備手続期日
令和3年8月25日	本件債権者ら代理人が急遽都合が悪くなったとの理由 で弁論準備手続期日が取り消される。
令和3年9月1日	弁論準備手続期日
令和3年10月11日	弁論準備手続期日
令和3年12月6日	書面による準備手続期日
令和4年1月12日	弁論準備手続期日・口頭弁論期日
令和4年3月24日	判決言渡し（当職が勝訴）
令和4年3月31日	本件債権者らが名古屋高等裁判所金沢支部に控訴
令和4年7月20日	控訴審 口頭弁論期日
令和4年9月13日	控訴審 弁論準備手続期日・口頭弁論期日

※判決言渡し期日が令和4年11月30日と指定されたが、裁判所の都合により延期された。

令和4年12月26日 控訴審判決言渡し（当職が勝訴）

令和5年1月7日 本件債権者らが最高裁判所に上告及び上告受理申立て
第一審判決と控訴審判決のいずれも、信託契約が成立しているとは認められないと判示し、信託契約の成立を前提とした本件債権者らの請求には理由がないと判断している。

(3) 今後の見通し

今後、本件債権者らから上告理由書等が提出された後に、最高裁判所において上告及び上告受理申立てについての判断を示すものと見込まれるが、その時期は不明である。したがって、本件破産手続における配当の実施時期について見通しを立てることも現時点では困難な状況にある。

第5回債権者集会以降の債権者からの問合せは、そのほとんど全てが本訴訟の帰趨や配当の実施時期に関するものであり、高齢の債権者や経済的に困難な事情を抱える債権者からの問合せも少なくない。債権者からの問合せに対しては、訴訟の経

過のほか、この訴訟の終局的な解決が図られない限り配当の実施が困難であることなどを説明しているが、当職としても、一部の債権者の対応によって、他の多くの債権者への配当が実施できない状況は極めて遺憾とするところである。

なお、当職は、最高裁判所宛に上申書を提出し、上記のような実情を説明したうえで、迅速審理を求めている。

第2 その他の管財業務

1 第一東京弁護士会との関係

(1) ミネルヴァについて

ア 懲戒請求について

第一東京弁護士会からのミネルヴァに対する懲戒請求は係属中であり、かつ、令和3年11月1日付で新たな事由について同会から懲戒請求がなされたため、同会綱紀委員会から提出（提出期限同年12月8日）を求められた答弁書を令和3年11月29日付で提出した（従前から係属している事件についての答弁書の提出は求められていない）。

その後、令和5年2月6日付で、懲戒請求申立事件2件について、第一東京弁護士会は、綱紀委員会による調査の結果、ミネルヴァにつき、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の決定をなしたので、今後、懲戒委員会による審査がなされることとなった。

イ 会費免除について

既に報告済みのおおり、第一東京弁護士会においては、以下のとおり、令和4年3月1日開催の臨時会員総会において、「第一東京弁護士会弁護士法人会員会規」の改正等の対応がとられた。

これにより、令和2年7月分以降の会費は、日本弁護士連合会のみならず、第一東京弁護士会についても免除されることとなり、すでに債権調査において認めることとなっている令和2年6月23日（破産手続開始決定日の前日）までの未納会費については破産債権として配当の対象となり、同月24日以降同月30日までの未納会費2,562円については、破産裁判所の許可を得て、令和5年2月24日、第一東京弁護士会に対して財団債権として弁済済みである。

ウ 予納金

第一東京弁護士会はミネルヴァの破産手続開始の申立て（債権者申立て）の際に、予納金500万円を納付しており、破産裁判所の許可を得て、令和5年2月24日、申立時の印紙代20,000円、予納郵券6,000円を加えた5,026,000円を第一東京弁護士に対して財団債権として弁済済みである。

(2) 刑事告発について

これまでに報告しているおおり、第一東京弁護士会からは、警視庁にミネルヴァ、

川島らを弁護士法違反の事実で告発した旨の連絡を受けている。

その後、告発を受理した警視庁の担当部署からの捜査協力の依頼がなされており、順次対応している。

2 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、LVグループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現在も、調査が継続しているようである。

当職は、当職の把握する情報の範囲で各調査に対応している。

第3 債権届出・債権調査

1 債権認否の状況

既に報告済みのおおりに、当職が認める債権額は、下表のおおりに、ミネルヴァについては合計 3,021,858,716 円、川島については合計 3,025,401,686 円（ミネルヴァとの連帯債務の合計に川島個人に対する債権を加えたもの）となっている。

表 1 債権認否結果概要

債務者による区分	区分	届出債権		認めない債権		認める債権		備考
		件数	債権額	件数	認めない債権額	全額認める件数	認める債権額	
川島に対する債権者	一般債権者	7	5,162,970	1	1,620,000	6	3,542,970	
ミネルヴァに対する債権者 (川島が連帯債務)	依頼者債権者	13	1,658,198	1	4,720	12	1,653,478	5件2,580,491,144円が減少
		3,042	2,930,868,490	0	0	3,042	2,930,868,490	2件452,118円が減少
		32	59,117,982	32	31,191,638	0	27,926,344	
		15	25,585,960	15	15,902,960	0	9,683,000	
		878	49,833,404	2	139,000	876	49,694,404	
		34	8,356,771	34	6,323,771	0	2,033,000	
合計(ミネルヴァ)		4,014	3,075,420,805	84	53,562,089	3,930	3,021,858,716	
合計(川島)		4,021	3,080,583,775	85	55,182,089	3,936	3,025,401,686	0

2 一般調査期間経過後の届出

第5回債権者集会にて報告した以降、1件について追加で債権届出書が当職宛に送付された結果、一般調査期間経過後、依頼者債権者より、合計15件19,190,079円の破産債権届出書が当職宛に送付されており、今後特別調査を実施するかどうかについて検討する予定である。

3 相続人による債権届出への対応

ミネルヴァの元依頼者である債権者について相続が発生し相続人と思われる者から債権届出がなされているケースや、過払金返還請求権を有していた者の相続人からミネルヴァが受任していたケースが一定数あり、これまで債権届出があったものの中でこれに該当するケースとして把握しているものは109件である（第5回債権者集会後に新たに1件が判明した）。

当職は、届出債権者に書面で順次連絡し、相続関係を明らかにする戸籍謄本等の提

出、相続人が複数いる場合には債権届出をした相続人が配当金を受領する権限があることを示す資料（他の相続人からの委任状、遺産分割協議書など）の提出を求めてきた。また、当職においてもミネルヴァが元依頼者から預かっていた資料等で相続関係の把握や届出債権者の配当金受領権限の確認に努めてきた。

しかしながら、現在でも、一部の債権者については相続関係の把握等ができておらず、これらの債権者については、配当金全額を供託する（相続関係が判明しなかった場合）、又は、届出債権者には法定相続分のみを配当してその余は供託する（相続関係は判明したが届出債権者による配当金受領権限が確認できなかった場合）という対応を取るようになる見込みである。

4 債権査定手続

下表のとおり、一部の債権者より破産債権査定の上申立てがなされている。申立てのあった件数は、当初、ミネルヴァの破産事件について 27 件、川島の破産事件について 24 件であり、その後、ミネルヴァ・川島の破産事件とも 7 件の取下げがあった。査定申立事件は、主に元依頼者からのもので、その内容は主としてミネルヴァに委任契約上の善管注意義務違反があったことなどを理由として、破産債権額は当職が認める額よりも多いはずだというものである。当職は、ミネルヴァに残されていた顧客管理システムのデータやミネルヴァのサーバ内のデータを元に、準備書面を提出するなどして、これらの査定申立てに対する対応を行っている。

前回集会以降、ミネルヴァの破産事件について 6 件、川島の破産事件について 4 件の査定決定があった。いずれも、当職の認めた額を査定額とする決定内容であった。

この結果、現在の係属件数はミネルヴァの破産事件について 14 件、川島の破産事件について 13 件となった。

今後も、審理終結に熟した事件から、査定決定がなされるものと思われる。

表 2 債権査定事件の状況

ミネルヴァの破産事件

(当初申立て・取下げの状況)

	種別	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額
当初申立て	元依頼者	23	51,237,701	28,813,396
	LVグループ	4	2,580,491,144	0
	その他	0	-	-
申立後取下げ	元依頼者	-3	-659,471	-217,000
	LVグループ	-4	-2,580,491,144	0
	その他	0	-	-
合計		20	50,578,230	28,596,396
差額 (①-②)				21,981,834

(査定事件の係属状況)

	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額	③査定額
A 査定手続係属中	14	39,296,161	23,909,396	-
B 査定決定あり	6	11,282,069	4,687,000	4,687,000
合計	20	50,578,230	28,596,396	4,687,000
係属中の額 (Aのうち①-②)				15,386,765

川島の破産事件

(当初申立て・取下げの状況)

	種別	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額
当初申立て	元依頼者	19	40,010,865	24,003,396
	LVグループ	4	2,580,491,144	0
	その他	1	1,620,000	0
申立後取下げ	元依頼者	-3	-659,471	-217,000
	LVグループ	-4	-2,580,491,144	0
	その他	0	-	-
合計		17	40,971,394	23,786,396
差額 (①-②)				17,184,998

(査定事件の係属状況)

	件数	①債権者の査定申立額	②当職の認めた額	③査定額
A 査定手続係属中	13	38,736,909	23,699,396	-
B 査定決定あり	4	2,234,485	87,000	87,000
合計	17	40,971,394	23,786,396	87,000
係属中の額 (Aのうち①-②)				15,037,513

5 停止条件付破産債権者への対応

第2回債権者集会にて報告したとおり、当職は、檜塚事務所に引き継がれたものの、その後、途中で同事務所との契約が終了した依頼者のうち、令和2年4月1日以降、ミネルヴァにおいて着手金を計上された依頼者については、同着手金に該当する金額を停止条件付破産債権として認めることとしている。そこで、当該破産債権については、今後行う配当を見越して、停止条件（檜塚事務所との契約が途中で解消されたこと）の成就の有無を確認すべく以下の対応を行った。

停止条件付債権者として届出がされている912名のうち自ら停止条件の成就を申告してきた者は88名であったため、檜塚事務所に対して、同事務所として契約が途中で解消されていると認識している債権者については、その証憑を提出するよう求めた。同事務所より証憑の提出を受けた結果、現時点で358名については、停止条件が

成就したことを確認している。他方、554名については、停止条件成就を確認できなかったため、当職は、これらの届出債権者に対し、証憑の提出を求める通知を送付する予定である。

第4 財団債権

1 ミネルヴァについて

(1) 公租公課

公租公課については下表のとおり5件合計7,617,366円の交付要求等がなされている。

表3 公租公課一覧（ミネルヴァ）

No.	債権者名	合計
1	東京労働局	775,889
2	日本年金機構 港金事務所	1,956,130
3	芝税務署	3,505,083
4	佐久市役所	1,372,164
5	柏市役所	8,100
	合計	7,617,366

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権243,642円が存在する。また、令和2年6月24日以降同月30日までの第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会の未納会費2,562円及び予納金等5,026,000円については、前記のとおり財団債権として弁済済みであるが、今回の財産目録、破産貸借対照表、収支計算書には反映していない。

2 川島について

(1) 公租公課

公租公課については下表のとおり2件合計1,536,000円の交付要求等がなされている。

表4 公租公課一覧（川島）

No.	債権者名	金額
1	中野区役所	1,532,800
2	江東西税務署	3,200
	合計	1,536,000

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権13,200円が存在する。

第5 現在の財団の状況

1 ミネルヴァについて

(1) 財産目録

ミネルヴァの破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料1・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第5回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

ミネルヴァの破産手続開始決定以降、令和5年2月1日までの現金の収支は、資料3・収支計算書記載のとおりであり、第5回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

ア 収入の部

① 雑収入 (No.10)

ミネルヴァが債権者となっている債務者（個人再生手続中）にかかる再生計画に基づく弁済金 6,800 円の収入を得た。以上より、雑収入は合計 1,135,790 円となった。

② 返還保証金 (No.16)

令和4年9月末日をもって破産管財人室にかかる建物賃貸借契約を終了したことに伴い、預託していた保証金から原状回復費用を控除した残額である 596,700 円の返還を受けた。

イ 支出の部

① 通信費 (No.3)

送金手数料 2,486 円、プロバイダ料金 5,632 円及び通知等の郵送料 370 円の合計 8,488 円を支出した。以上より、通信費は合計 1,507,857 円となった。

② 電話料金 (No.7)

債権者からの問い合わせ等の対応にかかる電話料金合計 58,398 円を支出した（令和4年10月ないし令和5年1月支払分）。以上より、電話料金は合計 463,767 円となった。

③ 倉庫費用 (No.8)

資料保管のための倉庫費用合計 98,149 円を支出した（令和4年10月ないし令和5年1月支払分）。以上より、倉庫費用は合計 548,898 円となった。

④ システム利用料 (No.10)

顧客管理システムの保守料金合計 380,600 円（令和4年10月ないし令和5年1月支払分）を支出した。以上より、システム利用料は合計 3,235,650 円となった。

⑤ 事務用品費 (No.13)

文房具代 686 円及び複合機のパフォーマンスチャージ料 6,858 円の合計

7,544 円を支出した。以上より、事務用品費は合計 530,128 円となった。

⑥ ホームページ関連費用 (No.14)

破産管財人ホームページ作成・更新費用として 42,900 円を支出した。以上より、ホームページ関連費用は合計 339,900 円となった。

2 川島について

(1) 財産目録

川島の破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 4・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第 5 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

川島の破産手続開始決定以降令和 5 年 2 月 1 日までの現金の収支は、資料 5・収支計算書記載のとおりであり、第 5 回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

ア 収入の部

前回以降収入はない。

イ 支出の部

① 通信費 (No.3)

通知等の郵送料として 1,630 円を支出した。以上より、通信費は合計 15,934 円となった。

第 6 免責調査

川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討を行っている。

第 7 今後の管財業務

1 元依頼者から提起された訴訟への対応

第 1 の 4 に記載のとおり、元依頼者から提起された訴訟については、最高裁判所の判断を待っている状況であり、何らかの対応が必要となった場合には適切に対応していく。

2 債権査定手続への対応

第 4 の 4 に記載したとおり、一部の債権者よりなされた債権査定手続に対応し、ミネルヴァ、川島のいずれの破産事件においても適切な負債の確定（破産債権の確定）に努める。

3 免責調査

第 6 記載のとおり、川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討する。

4 川島が申し立てた懲戒請求への対応

第 2 の 2 記載のとおり、川島は、LV グループに所属する弁護士法人、司法書士法

人等を対象に懲戒請求を行っており、現時点においても、調査が継続しているようなので、今後も可能な範囲で協力する予定である。

5 日弁連被害者見舞金制度への対応

第1回債権者集会の報告書に記載したとおり、配当実施後に手続がなされる見込みであり、適宜対応する。

6 停止条件付破産債権者への対応

停止条件成就を確認できていない債権者への通知の送付を行うとともに、債権者からの問合せに対応する。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表（ミネルヴァ）
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

開始決定日＝令和2年6月24日現在
 (単位:円)

財産目録
 (第6回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価(R2.3.31時点)	換価金額	備 考
1	現金	321,167	5,040,981	引継ぎ予納金
2	預金	790,303,629	476,401,893	換価済み
3	売掛金	847,439,668	0	依頼者に対するもので、回収しない予定
4	仮払金	17,277,277	0	破産者川島浩に対するものであり回収困難
5	預け金	177,908	226,196	裁判所に対する予納金等を回収済み
6	建物	315,414,503	34,545,455	佐久物件・売却済み
7	土地	51,560,000	40,000,000	佐久物件・売却済み
8	什器備品	5,166,524	0	換価価値なし
9	営業権	129,585,170	0	事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし
10	ソフトウェア	5,592,124	0	換価価値なし
11	差入保証金	20,000	0	佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在。
12	更新料	1570835	0	換価価値なし
合計		2,164,428,805	556,214,525	

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	5	7,617,366		
2	財団債権(労働債権)	0	0		
3	財団債権(その他)	7	245,838		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権 (依頼者・通常)	3,089	3,015,572,432	2,968,477,834	47,094,598
7	普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	912	58,190,175	51,727,404	6,462,771
8	普通破産債権(一般)	13	1,658,198	1,653,478	4,720
9	【新規】普通破産債権 (依頼者・通常)	13	19,075,079		
10	【新規】普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	2	115,000		
合計		4,041	3,102,474,088	3,021,858,716	53,562,089

開始決定日＝令和2年6月24日現在
(単位:円)

破産貸借対照表
(第6回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	5,040,981	1	財団債権(公租公課)	7,617,366
2	預金	476,401,893	2	財団債権(労働債権)	0
3	売掛金	0	3	財団債権(その他)	245,838
4	仮払金	0	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	預け金	226,196	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	建物	34,545,455	6	普通破産債権(依頼者・通常)	2,968,477,834
7	土地	40,000,000	7	普通破産債権(依頼者・停止条件付)	51,727,404
8	什器備品	0	8	普通破産債権(一般)	1,653,478
9	営業権	0			
10	ソフトウェア	0			
11	差入保証金	0			
12	更新料	0			
	合計	556,214,525		合計	3,029,721,920

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-2,473,507,395

令和2年6月24日～令和5年2月1日

収支計算書 (第6回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	予納金	4,985,214
2	引継現金	55,767
3	預金	476,401,893
4	精算金	577,914,390
5	預金利息	19,514
6	有価証券	13,150
7	還付金	226,196
8	動産売却代金	1,102,600
9	不動産売却代金	74,545,455
10	雑収入	1,135,790
11	預り消費税	3,454,545
12	預り固都税	687,552
13	郵券売却代金	5,038
14	和解金	50,000,000
15	保険解約返戻金	17,990
16	返還保証金	596,700
	合 計	1,191,161,794

支出の部		
No.	科目	金額
1	保証金	1,326,000
2	賃料	9,797,607
3	通信費	1,507,857
4	仲介手数料	2,769,099
5	保険料	39,640
6	電気料金	42,908
7	電話料金	463,767
8	倉庫費用	548,898
9	管財事務費	412,366
10	システム利用料	3,235,650
11	廃棄費用	3,047
12	補助者費用	26,783,794
13	事務用品費	530,128
14	ホームページ関連費用	339,900
15	管財人室開設費用	2,424,675
16	公租公課	12,567,400
17	支払手数料	23,067
18	旅費交通費	144,272
19	下水道料金	2,740
20	業務委託費	1,304,872
21	器具備品	1,191,740
22	破産管財人報酬	15,000,000
23	官報公告費	4,816
	合 計	80,464,243

差引	1,110,697,551
----	---------------